

専攻建築士制度

登録申請ガイド

平成29年版

申請受付 平成29年1月5日～2月28日

「専攻建築士」とは

普段から、業務に必要な研鑽を重ね、高い専門性を持って実質的に仕事をしている「建築士」である。従事する分野の専門家として、クライアントに対し責任を持ちますと宣言する「建築士」です。

(一社)島根県建築士会は、(公社)日本建築士会連合会と連携して、そうした建築士を支援し、その実績と研鑽を証明するため、専攻(専門)領域について、一定の実務実績のある建築士を公正に審査し、「第三者性のある認定機関」が認定する「専攻建築士制度」を平成18年から実施しています。

一般社団法人 島根県建築士会

〒690-0883 松江市北田町35-3 建築会館3F

TEL 0852-24-2620 FAX 0852-24-3780

URL <http://aba-shimane.or.jp> E-mail info@aba-shimane.or.jp

目 次

1. 専攻建築士制度について	
1-1. 専攻建築士になるには	3
1-2. 専攻建築士の領域名称等	3
1-3. 専攻領域と対象者	4
1-4. 専門分野の表示	5
2. 新規登録の申請について	
2-1. 申請書様式の入手	6
2-2. 申請の方法	6
2-3. 審査・登録手数料	7
2-4. 申請から登録までのフロー	7
3. 審査について	
3-1. 審査方法	8
3-2. 申請手続	
4. 登録手続き	
4-1. 登録の方法	9
4-2. 登録の有効期間	
4-3. 登録証	
4-4. 登録者名簿	
4-5. 変更・再交付登録	
5. 登録の更新申請について	10
6. 専攻建築士経歴証の申請について	12
■専攻建築士領域別の申請案内	
審査対象・要件等（各領域別）	13

1. 専攻建築士制度について

1-1. 専攻建築士になるには

「建築士」免許取得後、一定期間の専攻領域（8領域）の実務経験を持ち、かつ、その間、専攻領域に関わる一定の実績を持つ方で、必要書類をもって一般社団法人島根県建築士会に申請し、審査を受けた後、公益社団法人日本建築士会連合会の「専攻建築士認定評議会」から、その専攻領域の専門家と認められる必要があります。

1-2. 専攻建築士の領域名称等

専攻建築士の名称・区分は、下記8領域とし、実務実績により**最大3領域を限度**に取得することができます。

表1 専攻領域と代表的な業務と基礎要件

①まちづくり 専攻建築士	1. 都市デザイン又は都市計画に係る業務 2. 開発事業、区間整理・再開発等の具体的プロジェクトに係る業務 3. 地域の住民参加、NPO団体等による景観保存、まちおこし運動、地域貢献活動等に対する専門家としての幅広い支援 4. 1～3に係る企画、調査等のコンサルタント業務
②統括設計 専攻建築士	建築士免許を必要とする建築の設計及び工事監理に係る業務
③構造設計 専攻建築士	一級建築士免許を必要とする、建築の構造に関する設計及び工事監理に係る業務
④設備設計 専攻建築士	建築の設備に関する設計及び工事監理に係る業務
⑤建築生産 専攻建築士	1. 建築施工管理又は設備施工管理分野に係る業務 2. 維持管理、診断・改修、積算、コンストラクションマネージメン等の建築生産に係る業務
⑥棟梁 専攻建築士	1. 日本の伝統木造技術を継承し、その技術のもとに伝統建築（社寺建築、数寄屋等）の建築生産全体を統括しつつ、設計、工事監理及び施工（木工技能）を行うもの 2. 日本の伝統木造技術の基礎となる規矩術及び木組みの架講技術を修得し、その技術を活かした木造住宅、学校、福祉施設等の現代建築の設計、工事監理及び施工（木工技能）を行うもの 以上1または2の業務を行い、かつ、後進の指導にあたる立場の者
⑦法令 専攻建築士	1. 法令又は条例等の策定、建築確認又は検査、住宅性能評価等に係る業務 2. 裁判所、行政、建築士会等に対する建築の技術的又は法的な立場からの支援
⑧教育研究 専攻建築士	1. 教育機関（工業高校、高等専門学校、専門学校、大学等）における建築に関する教育、訓練等の業務 2. 研究、調査、開発機関（大学を含む）又は企業の研究、開発部門等における建築に関連する研究、開発等の業務。

*一級、二級、木造建築士の区別は既に建築士法の中で規定されているので、「専攻建築士」の中では区別しません。

1-3. 専攻領域と対象者

専攻建築士の対象者は、「建築士」免許取得後、申請する専攻領域において、実務経歴が5年以上で、責任ある立場での実務実績が3件以上あり、かつ、CPD(建築士継続能力開発)実績が申請年の前年の1月1日から12月31日までの1年間に12単位以上ある建築士に限られます。

なお、「登録更新」に必要な単位は、5年間に60単位以上です。

表2 専攻領域別申請要件一覧

専攻領域	対象建築士資格	必要実務経歴 実務実績 CPD 単位	実務経歴・実績に代えること のできる協定団体等の資格
まちづくり	建築士	建築士免許取得後、 申請する専攻領域において 5年の実務経歴 + 実務実績3件 + 直近1年のCPD12単位	
統括設計	建築士		・「APEC アーキテクト」
構造設計	一級建築士		・「APEC エンジニア(構造)」 ・(一社)日本建築構造技術者協会 「JSCA建築構造士」 ・「構造計算適合性判定資格者」 ・「構造設計一級建築士」
設備設計	建築士		・(一社)建築設備技術者協会 「JABMEE SENIOR」 ・「設備設計一級建築士」
建築生産	建築士		・(公社)日本建築積算協会 「建築積算士」 「建築コスト管理士」 ・(一財)日本建築防災協会 「特殊建築物等調査資格者」 「特定建築物調査員」 「防火設備検査員」 ・(一財)日本建築設備・昇降機センター 「建築設備検査資格者」 「建築設備検査員」 ・(公社)ロングライフビル推進協会 「建築仕上げ診断技術者」 「建築設備診断技術者」 「建築・設備総合管理技術者」
棟 梁	建築士		・日本伝統建築技術保存会 「正会員」 「日本伝統建築技能者」
法 令	一級建築士		・「建築基準適合判定資格者」
教育研究	建築士		—

..

1-4. 専門分野の表示

専門分野表示は、消費者から見て「表示があった方がわかりやすい」という視点から設けることを原則としています。この表示は、業務内容を狭める側面もあるので、すべての方が専門分野表示をする必要はありません。

専門分野表示の数は、1専攻領域当たり3件までとし、1分野3件以上の実務実績が必要です。

表3 専門分野表示の例示

まちづくり	都市デザイン、景観計画、都市計画、再開発、区画整理、ユニバーサルデザイン、防災まちづくり、まちづくりコーディネーター、まちづくりアドバイザー、街並み保存・修景、まちづくり行政
統括設計	戸建住宅、集合住宅、医療施設、福祉施設、教育施設、生産施設、商業施設、業務施設、文化施設、宗教施設、交通施設、宿泊施設、物流施設、スポーツ施設、漁業関連施設、農業関連施設、社寺建築、数奇屋造、伝統建築保護修復、ランドスケープ、リフォーム、ファシリティマネジメント、プロジェクトマネジメント、コンストラクションマネジメント、積算、診断・改修
構造設計	耐震診断・補強
設備設計	空調設備、給排水衛生設備、電気設備 省エネルギー、情報システム
建築生産	建築施工管理、設備施工管理、積算、診断・改修、工事監理 戸建住宅、集合住宅、維持管理、リフォーム、アスベスト診断・改修、プレカット、コンストラクションマネジメント、鉄骨工作図、鑑定書等作成、確認申請代行
棟 梁	社寺仏閣建築、数奇屋造、伝統型木造住宅、古民家診断・改修・再生等、茅葺合掌造改修
法 令	建築確認・検査、性能評価、保証検査、建築紛争調停、特定行政庁等業務、建築相談、鑑定書等作成
教育研究	設計、構造、環境設備、材料・施工、福祉工学、建築計画、都市計画、建築史

2. 新規登録の申請について

2-1. 申請書様式の入手

(公社)日本建築士会連合会のホームページから申請書様式をダウンロードしてください。
URL <http://www.kenchikushikai.or.jp/>

2-2. 申請の方法

(1) 審査申請書の受付

受付期間 平成29年1月5日～2月28日

受付場所 一般社団法人島根県建築士会事務局

〒690-0883 松江市北田町35-3 建築会館3階

TEL 0852-24-2620 FAX 0852-24-3780

申請方法 下記「(2)申請に必要な書類」に示す書類を、上記受付場所へ持参、または託送便、簡易書留郵便による郵送にて申請してください。

(2) 新規申請に必要な書類

① 審査・登録申請書

- ・ 専攻建築士審査・登録申請 誓約書 (様式1) 顔写真を貼付
- ・ 専攻建築士申請書 (様式2) 顔写真を貼付
- ・ 建築士免許取得後の職務経歴 (様式3)
- ・ 専攻領域別実務経歴 (様式3-1) 専攻領域別書式
- ・ 責任ある立場での実務実績 (様式4) 専攻領域別書式
- ・ 専攻建築士ポートフォリオ (様式5)
- ・ 申請書類確認書 (様式6)

※ 「様式5」は提出されなくても結構ですが、提出される場合には、必ず電子媒体にてご提出ください。

② 写真 (縦 3.0cm×横 2.4 cm) 2枚 (通常の写真)

- ・ 無帽、無背景、正面上3分身を写した証明写真
(カラーコピーやプリンター出力したものは、カード発行時に薬品処理のため不可)
- ・ 最近3ヶ月以内に撮影したもの(白黒でも可)
- ・ 写真の裏面に氏名を記入し、申請書(様式1・様式2)の所定欄に貼付してください。

③ 審査・登録手数料払込証明書の写し

申請書類確認書(様式6)に貼付してください。

④ 免許証等の写し

建築士免許証の写し。その他資格の写し。

⑤ CPD実績証明書の写し (直近1年間のCPD単位12単位以上)

注意 申請のために提出された書類については返却いたしませんので、予め申請書のコピーを保管しておいてください。

2-3. 審査・登録手数料

(1) 新規審査登録申請料 (審査料+登録料)

(消費税込)

	会員	会員外
1 領域申請の場合	17,280円	29,160円
2 領域申請の場合	28,080円	47,520円
3 領域申請の場合	38,880円	65,880円

下記の指定郵便局または銀行口座に払込み納付ください。
申請書類を持参される方は、現金でも結構です。

(2) 払込方法と指定口座

*郵便局の場合

郵便局に備え付けの振込用紙にて、下記本会指定の郵便口座に払込み納付し、その際発行される「払込金受領証」の写しを申請書類確認書(様式6)の所定欄に貼付してください。

■ 郵便振替： 01490-5-4135

■ 名義： 一般社団法人 島根県建築士会

*銀行の場合

銀行に備え付けの振込用紙にて、下記本会指定の銀行口座に払込み納付し、その際発行される「払込金受取書」の写しを申請書類確認書(様式6)の所定欄に貼付してください。

■ 払込口座： 山陰合同銀行 県庁支店 普通預金 2133362

■ 名義： 一般社団法人 島根県建築士会 会長 足立正智

なお、審査料は、審査申請書の受理に至らなかった場合を除き、返還いたしません。
登録料は、「要件を満たしていない者」に対してのみ、事務局から払い戻しいたします。

2-4. 申請から登録までのフロー

1~2月

審査申請の受付



3月

書類審査

島根県審査評議会 ⇔ 連合会認定評議会



4月

専攻建築士登録簿への登録・登録証の交付

3. 審査について

3-1. 審査方法

審査は、申請者から提出された「審査・登録申請書」について、領域別に示す審査要件を満たしているか、(一社)島根県建築士会「専攻建築士審査評議会」で書類審査を行います。

3-2. 申請手続

(1) 審査申請

- ① 毎年1回、専攻建築士の審査及び認定登録を行うものとします。
審査申請の受付は、毎年1～2月の間です。
- ② 申請は、「専攻建築士審査・登録申請書」で行うものとします。

(2) 審査基準

審査・認定は、専攻領域別に規定された「実務経歴年数」と「実務実績件数」及び「CPD(継続能力開発)取得単位」により判断します。

① 「実務経歴年数」

- ・建築士資格取得後、専攻領域を担当した期間の合計が5年以上あることを要件とします。
- ・2以上の領域に重複して従事した期間がある場合は、いずれか一つの業務に従事したものとして年数を算出してください。

② 「実務実績件数」

- ・実務実績は、下記の「責任のある立場での実務実績」に該当する実務3件について審査します。
- ・18ヶ月を超える長期案件は、実務実績2件と数えます。

「責任ある立場での実務実績」とは、

- * 比較的小規模の業務について、企画、計画、設計・監理、調整、施工管理等の大半を担った実績
- * 比較的大きな業務の一部を担当して、業務全体を理解した上で、関連部署との調整やチームの指導等を行った実績
- * 複雑な条件下の業務、新しい考え方が求められる業務、あるいは複数の領域にまたがる業務を主導的、又は、それらを総括する立場で行った実績

③ 「CPD(継続能力開発)取得単位」

申請年の前年の1月1日から12月31日までの1年間に取得した単位が12単位以上有していることを要件とします。

4. 登録手続き

4-1. 登録の方法

要件を満たしていると認められた方は、(公社)日本建築士会連合会「専攻建築士認定評議会」に推薦します。残念ながら、要件を満たしていない場合には、内容を連絡し、登録料の返還を行います。登録後、申請内容に不義があった場合は、専攻建築士の称号を得ることができなくなりますのでご注意ください。

4-2. 登録の有効期間

登録の有効期間は5年間です。(有効期限は登録証に明記されます。)

4-3. 登録証

登録者には、「専攻建築士登録証」(A4版及び携帯カード)並びに「専攻建築士バッジ」を交付します。

4-4. 登録者名簿

登録者は、(公社)日本建築士会連合会で管理する専攻建築士登録者名簿に必要な事項が記載され、ホームページ等に公表いたします。なお、勤務先、連絡先、他の所属団体・資格、ポートフォリオ等については、同意された方に限り公表いたします。

4-5. 変更・再交付登録

登録内容に変更が生じた場合や登録証を汚損・紛失した場合は、再交付(実費/消費税込 会員2,160円、会員外4,360円)を行いますので、事務局に連絡の上、所定の申請書により手続きを行ってください。

5. 登録の更新申請について

専攻建築士の登録の有効期間は5年間です。このため、専攻建築士であり続けるためには、登録を更新する必要があります。

更新に際し、申請年の5年前の1月1日から前年の12月31日までの5年間に**CPD 60単位以上**を取得していることが、更新の必要条件となります。

なお、十分な経験を持つ「**建築士免許取得後30年以上**」の更新者で、**実務を行っている方**には、「定期講習」(法廷講習)または建築士会の「特別認定研修」のいずれかの受講をもって更新条件とする緩和措置があります。

(1) 申請書の受付

受付期間 平成29年1月5日～2月28日

受付場所 一般社団法人島根県建築士会事務局

〒690-0883 松江市北田町35-3 建築会館3階

TEL 0852-24-2620 FAX 0852-24-3780

申請方法 下記「(2)申請に必要な書類」に示す書類を、上記受付場所へ持参、または託送便、簡易書留郵便による郵送にて申請してください。

(2) 申請書様式の入手

(公社)日本建築士会連合会のホームページから申請書様式をダウンロードしてください。

URL <http://www.kenchikushikai.or.jp/>

(3) 更新申請に必要な書類

① 審査・登録申請書

- ・ 専攻建築士審査・登録申請 誓約書 (更新申請様式1) 顔写真を貼付
- ・ 専攻建築士申請書 (更新申請様式2) 顔写真を貼付
- ・ 定期講習修了証・特別認定研修受講確認書 (更新申請様式3)
- ・ 専攻建築士ポートフォリオ (更新申請様式5)
- ・ 申請書類確認書 (更新申請様式6)

※「様式3」は該当される方のみ、ご提出ください。

※「様式5」は提出されなくても結構ですが、提出される場合には、必ず電子媒体にてご提出ください。

② 写真 (縦 3.0cm×横 2.4 cm) 2枚 (通常の証明写真)

- ・ 無帽、無背景、正面上3分身を写した証明写真
(カラーコピーやプリンター出力したものは、カード発行時に薬品処理のため不可)
- ・ 最近3ヶ月以内に撮影したもの(白黒でも可)
- ・ 写真の裏面に氏名を記入し、申請書(様式1・様式2)の所定欄に貼付してください。

② 審査・登録手数料払込証明書の写し

申請書類確認書(様式6)に貼付してください。

④ 免許証等の写し

建築士免許証の写し。その他資格の写し。

⑤ CPD実績証明書の写し (直近5年間のCPD単位60単位以上)

※建築士免許取得後30年以上で、実務を行っている方は、「定期講習(法定講習)の受講修了証の写し」をもって代えることができます。

(4) 登録更新申請料 (審査料+登録料)

*** 書類申請の場合**

(消費税込)

	会員	会員外
1 領域申請の場合	12,960円	29,160円
2 領域申請の場合	15,120円	31,320円
3 領域申請の場合	17,280円	33,480円

*** Web申請の場合** (建築士会会員に限る)

平成27年1月から「専攻建築士管理システム」が導入され、Webでの更新申請ができるようになり、申請料も格安になりました。CPDシステムで使用のIDとパスワードを入力してアクセスすれば、画面上で簡単に申請手続きができます。

なお、今まで何らかの事情で登録更新をしていなかった方も、この機会に再度、更新手続きをお願いします。

(消費税込)

	会員	会員外
1 領域申請の場合	9,720円	利用不可
2 領域申請の場合	9,720円	利用不可
3 領域申請の場合	9,720円	利用不可

※領域数に関係なく同一料金

(5) 払込方法と指定口座

「新規申請」と同様です。

(6) 審査方法

登録更新の審査は、専攻建築士の更新要件とする「継続的な専門能力開発(CPD)を満足すべきレベルで実施していること」について、申請者から提出された「審査・登録申請書」と「CPD実績証明書」をもとに確認を行います。

6. 専攻建築士経歴証の申請について

実務のリタイア者や研修単位が不足している方については、専攻建築士登録者であったことを示す「専攻建築士経歴証」への移行もできます。

(1) 申請書の受付

受付期間 平成29年1月5日～2月28日

受付場所 一般社団法人島根県建築士会事務局

〒690-0883 松江市北田町35-3 建築会館3階

TEL 0852-24-2620 FAX 0852-24-3780

申請方法 下記「(2)申請に必要な書類」に示す書類を、上記受付場所へ持参、または託送便、簡易書留郵便による郵送にて申請してください。

(2) 申請書様式の入手

(公社)日本建築士会連合会のホームページから申請書様式をダウンロードしてください。

URL <http://www.kenchikushikai.or.jp/>

(3) 経歴証申請に必要な書類

① 審査・登録申請書

- ・ 専攻建築士審査・登録申請 誓約書 (経歴証申請様式1) 顔写真を添付
- ・ 専攻建築士申請書 (経歴証申請様式2) 顔写真を添付
- ・ 申請書類確認書 (経歴証申請様式6)

② 写真(縦3.0cm×横2.4cm) 2枚(通常の写真)

- ・ 無帽、無背景、正面上3分身を写した証明写真
(カラーコピーやプリンター出力したものは、カード発行時に薬品処理のため不可)
- ・ 最近3ヶ月以内に撮影したもの(白黒でも可)
- ・ 写真の裏面に氏名を記入し、申請書(様式1・様式2)の所定欄に貼付してください。

② 登録手数料払込証明書の写し

申請書類確認書(様式6)に貼付してください。

(4) 専攻建築士経歴証申請料

(消費税込)

	会員	会員外
1 領域申請の場合	4,860円	10,800円
2 領域申請の場合	4,860円	10,800円
3 領域申請の場合	4,860円	10,800円

※領域数に関係なく同一料金

(5) 払込方法と指定口座

「新規申請」と同様です。

専攻建築士領域別申請案内（審査対象・要件等）

（１）まちづくり専攻建築士

対象資格 一級建築士、二級建築士、木造建築士

実務内容

- ① 都市デザイン、都市計画に係る業務
- ② 開発事業、区画整理・再開発等の具体的プロジェクトに係る業務
- ③ 地域の住民参加、NPO団体等による景観保存、まちおこし運動、地域貢献活動等に対する専門家としての幅広い支援
- ④ ①～③に係る企画、調査等のコンサルタント業務

【解説】

- ① 建築士の業務が上流へ移行していること、都市計画や地域計画、住民との協働等のまちづくり業務に携わる建築士が多くなってきたこと、建築士が建築の設計を行う場合に、今以上に敷地周辺の環境づくりや、地域のまちづくり活動に関わっていかなければならないと考え、建築士の新しい業務分野として位置付ける。
- ② まちづくり領域の対象は、単体の建築に比べて、面的、集団的であり、作る過程の企画、計画、開発、設計、行政、指導等、人や物、組織の関連があるものとし、地域の人や他領域の専門家と連携して、地域環境を作り上げることに関わる業務または活動とする。
- ③ 都市景観、都市計画と建築、法令と住民、開発者と生活者・社会をつなぐ「まちづくりにおけるハードとソフトの両面に関わる技術的素養を身につけた専門家」として位置付ける。
- ④ 都市計画法に係わる業務は、原則として「まちづくり業務」とするが、市街地内での店舗設計等の単純な「開発行為申請業務」は、設計の延長線上にある業務として、「まちづくり」の対象としない。
- ⑤ ただし、「開発行為の申請業務」でも、宅地開発企画（宅地開発・宅地造成等）などで「街並み」や「公園」等の景観づくりや環境づくりなどに関わる業務が盛り込まれているものは、「まちづくり」業務と見なす。

専門分野表示（例示）

都市デザイン、景観計画、都市計画、再開発、区画整理、ユニバーサルデザイン、防災まちづくり、まちづくりコーディネーター、まちづくりアドバイザー、街並み保存・修景、まちづくり行政

(2) 統括設計専攻建築士

対象資格 一級建築士、二級建築士、木造建築士

実務内容 建築設計事務所、建設会社、官庁等で、建築士免許を必要とする建築の設計及び工事監理に係る業務

[解説]

- ①設計と工事監理は、業務独占の重い責任を負っており、発注者のニーズに基づき、意匠、構造、設備等を総合化(integration)する責任を負う役割も持つ。
- ②建築士法上の設計・工事監理の実務実績がなく、「確認申請代行」や「工事監理委任」を専門に行う者は、「建築生産」専攻領域の専門分野で申請する。
(「工事監理委任」とは、他の組織で設計したものを工事監理のみ行う業務を指す。一般の建設会社で設計と監理が別の部署になっている場合で、その設計に全く携わず、監理のみの業務の場合、「建築生産」専攻領域で申請することとする。)
- ③実務実績が「積算業務」のみの者は、「建築生産」専横領域の専門表示「積算」で申請する。
- ④建築士法上の設計・工事監理の実務実績がある者については、設計業務も行うが、経営的な判断から「確認申請・工事監理」や「他の企業から下請的作図業務」等も複合的に行っている状況にある場合、「建築士として地域相談役、地域の建築の質を高める役割」もあるため、登録更新時は、それらの実績により、「統括設計専攻建築士」として継続できるものとする。

専門分野表示(例示)

戸建住宅、集合住宅、医療施設、福祉施設、教育施設、生産施設、商業施設、業務施設、文化施設、宗教施設、交通施設、宿泊施設、物流施設、スポーツ施設、漁業関連施設、農業関連施設、社寺建築、数奇屋造、伝統建築保護修復、積算、ランドスケープ、リフォーム、ファシリティマネジメント、プロジェクトマネジメント、コンストラクションマネジメント、診断・改修

「建築士」資格以外の資格の扱い

「APECアーキテクト」は、登録証の写しを添付することで「様式3-1」と「様式4」を省略することができる。

(3) 構造設計専攻建築士

対象資格 一級建築士

実務内容 建築設計事務所、建設会社、官庁等で、一級建築士免許を必要とする建築の構造に関する設計及び工事監理に係る業務

専門分野表示（例示）

耐震診断・補強

「建築士」資格以外の資格の扱い

「APECエンジニア(構造)」、「構造計算適合性判定員」、「構造設計一級建築士」及び一般社団法人日本建築構造技術者協会が認定する「建築構造士」は、その資格認定証の写しを添付することで「様式3-1」と「様式4」を省略することができる。

(4) 設備設計専攻建築士

対象資格 一級建築士、二級建築士、木造建築士

実務内容

建築設計事務所、建設会社・官庁等で、建築の設備に関する設計及び工事監理に係る業務

専門分野表示（例示）

空調設備、給排水衛生設備、電気設備

省エネルギー、情報システム

「建築士」資格以外の資格の扱い

「設備設計一級建築士」及び一般社団法人建築設備技術者協会が認める「JABMEE SENIOR」は、その資格認定証の写しを添付することで「様式3-1」と「様式4」を省略することができる。

(5) 建築生産専攻建築士

対象資格 一級建築士、二級建築士、木造建築士

実務内容 建築施工管理、設備施工管理分野に係わる業務。または、維持管理、診断・改修、積算、コンストラクションマネジメント等の建築生産に係る業務

[解説]

- ①特に、「ものづくり」の連携で、「施工図」の作成、調達情報、施工法を考えた設計への提案など、実質の建築の質を担保する者として「建築生産専攻建築士」は重要な役割を担っている。
- ②地域で建築生産を支えている人たちは、これからの地域の「地産・地消の推進者」、建築に関する「地域の相談相手＝診療所の建築版」となるような機能を果たすことも期待される。
- ③「建築生産」は、専門分野の幅が広く、周辺領域が拡大し、近年、施工管理の実績を基に、コンストラクションマネジメントや積算業務、維持管理などの「サービス提供型(コンサルタント)業務」を行う者も増えている。建築生産専攻建築士の将来を考えた、専門分野表示等を考えて行きたい。
- ④「確認申請代行」「工事監理委任」を専門に行う者は、「建築生産」の専門分野表示で明示する。

専門分野表示(例示)

建築施工管理、設備施工管理、積算、診断・改修、工事監理

戸建住宅、集合住宅、維持管理、リフォーム、アスベスト診断・改修、プレカット、コンストラクションマネジメント、鉄骨工作図、鑑定書等作成、確認申請代行

「建築士」資格以外の資格の扱い

公益社団法人日本建築積算協会の認める「建築積算士」及び「建築コスト管理士」、一般財団法人日本建築防災協会の認める「特殊建築物等調査資格者」、「特定建築物調査員」、「防火設備検査員」、一般財団法人日本建築設備・昇降機センターの認める「建築設備検査資格者」、「建築設備検査員」、公益社団法人ロングライフビル推進協会(旧称・社団法人建築・設備維持保全推進協会)の認める「建築仕上げ診断技術者」、「建築設備診断技術者」及び「建築・設備総合管理技術者」は、その資格認定証の写しを添付することで「様式3-1」と「様式4」を省略することができる。

(6) 棟梁専攻建築士

対象資格 一級建築士、二級建築士、木造建築士

実務内容

- ①日本の伝統木造技術を継承し、その技術のもとに伝統建築(社寺、数寄屋等)の建築生産全体を統括しつつ、設計、工事監理及び施工(木工技能)を行うもの
 - ②日本の木造伝統技術の基礎となる規矩術や木組みの架構技術を修得し、その技術を活かした木造住宅、学校、福祉施設等の現代建築の設計、工事監理及び施工(木工技能)を行うもの
- 以上①又は②の業務を行い、かつ後進の指導にあたる立場の者

【解説】

- ①まちづくりから建築生産までの専攻建築士が、「専門分化」の中で役割を明確にしてきたのとは異なり、「棟梁専攻建築士」は、伝統木造型の和風建築のように、設計と施工を一人の人間が一体的に修得して伝承している「建築士」として位置付ける。
- ②主として伝統的木造住宅、社寺建築、数寄屋等の設計と、施工の木工技能を修得している「建築士」を対象としていることを特徴としている。
- ③施工から設計へ業務領域を拡大した人、設計から施工領域へ業務を拡大した人などが想定される。
- ④日本の伝統的な生産方式の担い手、これからの地域の「地産・地消の推進者」、「地方の建築文化の保全者」、建築に関する「地域の相談相手＝診療所の建築版」となるような機能を果たしている者を想定している。

専門分野表示(例示)

社寺仏閣建築、数寄屋造、伝統型木造住宅、古民家診断・改修・再生等、茅葺合掌造改修

「建築士」資格以外の資格の扱い

NPO法人日本伝統建築技術保存会の認める「日本伝統建築技能者」並びに「正会員」は、その資格認定証の写しを添付することで「様式3-1」と「様式4」を省略することができる。

(7) 法令専攻建築士

対象資格 一級建築士

実務内容

- ①法令又は条例等の策定、建築確認又は検査、住宅性能評価等に係る業務
- ②裁判所(民事調停委員、民事鑑定委員、民事鑑定人)、行政(建築工事紛争委員会委員、建築士審査会、建築審査会)、建築士会(法令に関する建築相談)等に対する建築の技術的、法的な立場からの支援

【解説】

- ①「建築関連法令」に関する専門家として位置付ける。プロジェクトには直接関与しないが、建築の質を担保する重要な役割であり、「建築の法制」の専門家として、望ましい建築行政を支える専門家でもある。
- ②公共団体・行政機関にあっても営繕部などの部署で、直接プロジェクト等の発注業務、建築設計等の実務実績のある者は「統括設計専攻建築士」「構造設計専攻建築士」「設備設計専攻建築士」「建築生産専攻建築士」等に分類される。
- ③確認検査業務等を年間を通じて相応の件数を行う業務については、責任ある立場での件数3件と同等として扱う。

専門分野表示(例示)

建築確認・検査、性能評価、保証検査、建築紛争調停、特定行政庁等業務建築相談、鑑定書等作成

「建築士」資格以外の資格の扱い

「建築基準適合判定資格者」、「建築主事資格試験合格者」は、その資格者証の写しを添付することで「様式3-1」と「様式4」を省略することができる。

(8) 教育研究専攻建築士

対象資格 一級建築士、二級建築士、木造建築士

実務内容 ①教育機関(工業高校、高等専門学校、専門学校、大学等)において、建築に関する教育、訓練等の業務
②研究、調査、開発機関(大学を含む)または企業の研究、開発部門等における建築に関する研究、開発等

[解説]

建築士会は、予ねてより建築士の資質向上へ向けた教育を建築士会活動の柱の一つに掲げ、「指定講習」を実施し、更に包括的な能力開発として「CPD制度」を開始し、21世紀の「新しい建築士像」(幅広い基礎的素養、高い専門知識、健全な職業倫理)の確立のために「専攻建築士制度」を創設した。

その推進には、実務者と教育研究者との繋がりが不可欠で、建築士会が実務者と教育研究者の連携の場として機能していくことが大切であると考えている。こうした連携は、初期の専門家教育(I DP)への実務訓練の強化、そして、新しい分野への転進・挑戦の場としての教育機関と、地域の大学による「CPD制度」の支援、専門家の「生涯教育」の充実などへの展望も開けると考えている。

「責任ある立場での実務実績」について

- ・教育機関においては、通年担当する講座(科目等)を1件とする。
- ・建築学会及び関連機関での公表論文等を1件とする。
- ・研究開発部門での調査・開発プロジェクトは1年間で1件とする。
- ・学位論文については、修士論文は2件、博士号は3件とする。

専門分野表示(例示)

計、構造、環境設備、材料・施工、福祉工学、建築計画、都市計画、建築史